

## 私立高等学校等奨学のための給付金 ～家計が急変した世帯へのお知らせ～

### 制度概要

「奨学のための給付金」は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内在住の低所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の負担軽減のために実施されています。

外的要因（災害等本人の責めによらないもの）で、保護者の収入が減少するなどの**家計の急変によって、要件に該当する水準まで収入が減少した世帯**を対象とします。なお、「奨学のための給付金」は返済の必要はありません。

### 要件

次の①～⑤の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 以下のいずれかの要件に該当すること

- ① 家計の急変により収入が減少し、**保護者等全員の家計急変後1年間の収入見込額が、市町村民税及び道府県民税の所得割（以下「所得割」という。）が非課税である世帯に相当すると認められること**
- ②ア 家計急変により収入が減少し、**保護者等全員の家計急変後1年間の収入見込額が、所得割額が105,500円未満である世帯に相当すると認められること**
- イ 家計急変により収入が減少し、**保護者等全員の家計急変後1年間の収入見込額が、所得割額が264,500円未満であり、3人以上の子（生徒を含む）を扶養している世帯に相当すると認められること**（※詳細は2ページをご確認ください。）

(2) **保護者等全員の令和7年度の所得割が非課税又は105,500円未満の世帯ではないこと**

**もしくは保護者等全員の令和7年度所得割額の合算額が264,500円未満であり3人以上の子（生徒を含む）を扶養する世帯ではないこと**（該当する場合は、通常制度に申請してください。）

(3) 保護者等全員が、**大阪府内に在住**していること（※1）

(4) 生徒が、私立高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の補助対象となる者であること

(5) 生徒が、高等学校等専攻科に基準日（※2）時点で在学し、休学していないこと

（令和8年3月1日までに復学した場合は給付対象となりますので、復学日までに大阪府にお問い合わせください。）

※1 保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

※2 基準日：令和7年7月1日以前の家計急変の場合は、令和7年7月1日

令和7年7月2日以降の家計急変の場合は、申請日の翌月1日（ただし、申請日が月の1日の場合は申請月）

（提出期限を超過して提出した場合は、申請日の翌月1日（ただし、申請日が月の1日の場合は申請月））

### 申請期限

**申請書類等は、必ず期限内に提出してください。提出期限は全て【消印有効】です。**

家計急変の時期	提出期限	家計急変の時期	提出期限
令和7年7月1日以前	令和7年 9月 30日（火）	令和7年11月中	令和7年 12月 1日（月）
令和7年7月2日以降	令和7年 9月 30日（火）	令和7年12月中	令和8年 1月 5日（月）
令和7年8月中	令和7年 9月 30日（火）	令和8年1月中	令和8年 2月 2日（月）
令和7年9月中	令和7年 9月 30日（火）	令和8年2月中	令和8年 3月 2日（月）
令和7年10月中	令和7年 10月 31日（金）		

※郵便の消印日付が提出期限を過ぎた場合、給付金額が変更となります。また、消印が令和7年3月3日以降の場合、給付金を受け取ることができませんので、ご注意ください。提出期限と同日に発送する場合は、必ず郵便局で消印を受けてください。

# 給付金額

家計の急変が発生した時期や申請時期により、給付金額が異なります。

区分	対象生徒の区分	給付金額（年額）
		専攻科
①	家計急変後の収入見込額が所得割非課税相当であると認められる世帯	52,100円
②ア	家計急変後の収入見込額が所得割額105,500円未満相当であると認められる世帯	10,420円
イ	家計急変後の収入見込額が所得割額264,500円未満相当であると認められ、3人以上の子（生徒を含む）を扶養する世帯	

- ① 令和7年7月1日以前に家計が急変し、学校の定める期限までに申請した場合 → 全額を支給
- ② 令和7年7月1日以前に家計が急変したが、学校の定める期限を過ぎて申請した場合 → 給付金額の一部を支給（※）
- ③ 令和7年7月2日以降に家計が急変した場合 → 給付金額の一部を支給（※）

※ 給付金額に申請日が属する月の翌月から令和8年3月までの月数を掛けた金額を、12ヶ月で割り、算出します。

（例）令和7年7月10日に家計が区分①の収入未済額まで急変し、令和7年7月15日に申請した場合

$$\begin{aligned} \text{給付金額} &: (\text{給付金年額} : 52,100\text{円}) \times (8\text{ヶ月分} (\text{申請の翌月} (8\text{月}) \text{ から令和}8\text{年}3\text{月})) \div 12\text{ヶ月} \\ &= 34,733\text{円} \quad (\text{小数点以下切捨て}) \end{aligned}$$

## 要件に該当する世帯について

家計急変前後の収入を証明する書類（給与明細など）を元に、家計急変の発生後1年間の収入見込額を推計します。この収入見込額が、「所得割非課税である世帯に相当する」と確認できる必要があります。

**保護者等全員の家計急変後1年間の収入見込額が、所得割非課税である世帯に相当する世帯の例**

世帯人数	2人世帯 (寡婦・ひとり親)	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込 (給与所得者)	2,040,000円未満	2,216,000円未満	2,716,000円未満	3,216,000円未満
年収見込 (自営業)	1,350,000円以下	1,470,000円以下	1,820,000円以下	2,170,000円以下

※世帯人数は、保護者等本人と所得税法上の扶養親族及び控除対象配偶者の合計人数となります。親権者2名ともに収入がある場合は、それぞれの所得税法上の扶養親族の人数を確認します。

※失職・廃業による家計急変の場合、再就職等収入が回復しない限りは家計急変の発生後1年間の収入見込額は0円となります。

給与所得者の場合は、家計急変の発生後1年間の収入見込（交通費手当を除く給与収入）を確認します。

自営業（個人事業主）の場合は、家計急変の発生後1年間の収入見込（売上－必要経費）を確認します。

一時的に収入が減少したものの、その後収入が回復するなど、収入見込額を推計しても所得割非課税に相当しない場合は対象となりません。なお、災害や傷病等に起因しない離職（定年退職など）は、対象となりません。また、保護者2名ともに、収入があり、令和7年度所得割が課税されている場合、2名ともに収入見込額が所得割非課税となる必要があります。

勤務先作成の給与見込証明書がない場合は、給与明細書等の平均収入月額より推計します。

# 申請に必要な書類

支給を受けようとする保護者等は、下記の書類を学校の定める期日までに提出してください。

## 提出書類

### (1) 奨学のための給付金 受給申請書(様式第1号の8)

※受給申請書の提出後に、申請者の変更(例:離婚・死別等による生計維持者の変更)、申請者の住所や連絡先の変更があった場合、大阪府ホームページから申請事項変更届(様式第2号)の用紙を印刷し、大阪府に提出してください。

### (2) 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

※家計急変が発生したことが分かる書類を提出してください。

●家計急変理由が【失職・廃業】の場合…下記の書類のいずれかをご提出ください(公的な証明書類が必要です。)

(給与所得者)

離職票(全ページ)の写し、雇用保険受給者資格証(全ページ)の写し、解雇通告書等の写し(氏名、離職理由、離職年月日の記載されたもの)、前勤務先から発行された退職証明書の原本(氏名、退職理由、退職年月日の記載されたもの)

(自営業・個人事業主)

破産宣告通知書の写し、廃業等届出の写し

●家計急変理由が【収入減少】の場合…下記の書類のいずれかをご提出ください。

(給与所得者・自営業・個人事業主)家計急変の発生に関する申立書

(自営業・個人事業主)収入減少による国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書の写し

※家計急変理由に応じて、その他の書類を求めることがあります。(傷病によるもの…診断書等)

### (3) 家計急変前の収入を証明する書類(保護者等の課税証明書等)

※保護者等全員の下記の書類のいずれか(令和7年度かつ扶養親族の人数が記載されたもの)を提出してください。

- 市(町村)民税・道府県民税課税証明書の原本
- 市(町村)民税・道府県民税特別徴収税額の決定通知書または課税明細書の写し

※控除対象配偶者が、所得割を課されていない(令和6年の収入が100万円以下)かつ、家計急変後も収入状況が変わらない見込みである場合は、控除対象配偶者分の収入を証明する書類の添付を省略することができます。

### (4) 家計急変後の収入を証明する書類

●家計急変理由が【失職・廃業】の場合…副業による収入がない旨の誓約書

※再就職した場合や副業がある場合は給与見込証明書や給与明細書の提出を求められます。

(会社員)勤務先作成の家計急変発生後3ヶ月分の給与見込証明書、又は、家計急変発生後3ヶ月分の給与明細書の写し

(自営業・個人事業主)家計急変発生後3ヶ月分の税理士または会計士の証明を受けた収入見込証明書等(※)

※税理士または会計士の証明がないものは提出不可です。

### (5) 保護者等の扶養親族の人数等を確認するための書類

扶養親族の人数が記載された課税証明書の写し

※区分②イ 家計急変後の収入見込額が所得割額264,500円未満相当であると認められ、扶養する子が3人以上いる世帯に該当する場合に提出してください。

※(3)にて扶養親族の人数が記載された課税証明書等の提出がある場合は、別途ご準備いただく必要はありません。

### (6) 生徒本人の在学を証明する書類※申請書記入日より後の日付のものをご提出ください。

※受給申請書の3ページ下段に、学校長の証明を受ける場合、在学証明書は省略できます。

### (7) 個人対象要件証明書(様式第3号の1)

※在学する学校が記入、証明したもの

### (8) 給付金振込先口座の通帳等の写し

※金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が分かるページの写し(ネットバンキング可)を提出してください。

### (9) 住民票

※下記のいずれかに該当する場合に提出してください。

- 住民税の課税額等を証明する書類の発行者が大阪府以外の市町村である場合
- 申請日時時点で大阪府内に在住しているが、令和7年1月1日時点では他府県に住所を有していた場合

# 該当確認フローチャート

保護者全員の令和7年度の市町村民税及び道府県民税所得割は0円（非課税）  
又は105,500円未満の世帯ではないですか？  
もしくは令和7年度所得割額の合算額が264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯ではないですか？

はい

いいえ

家計の急変により、保護者全員の年収見込が要件に該当しますか？（2ページ参照）

はい

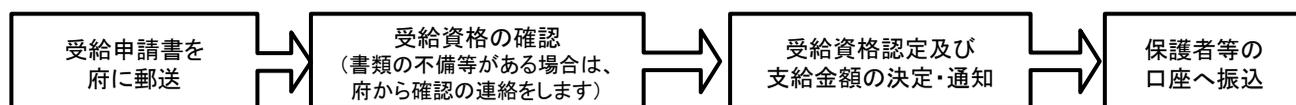
いいえ

今回の家計急変制度には該当しませんが、奨学のための給付金（通常制度）に該当します。  
※通常制度用の申請書を手の上、ご申請ください。

**今回の家計急変制度に該当します。**  
必要書類と共に、ご申請ください。

対象外です。  
申請はできません。

## 給付金申請及び支給の流れ



## 送付先

〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館9階  
大阪府教育庁 私学課 小中高振興グループ 宛

※ 受給申請書等の送付に必要な普通郵便料金は180円です。

ただし、普通郵便の場合、追跡確認はできません。また、電話問合せによる到達確認にも対応できません。

※ 郵便事故等が心配な方は、特定記録（普通郵便料金+オプション料金）や簡易書留（普通郵便料金+オプション料金）による郵便をご利用ください。（郵便局HP等において到達までの追跡が可能です。）

## 制度に関する問合せ先

● 教育庁 私学課 奨学のための給付金担当 電話：06-6941-0351（代） F A X：06-621-5408  
〒540-8570 大阪府中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館9階

● 大阪府ホームページ  
「大阪府私立高等学校等奨学のための給付金（専攻科・家計急変世帯向け）について」  
[https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/kyuhen\\_syuuti\\_senko.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/kyuhen_syuuti_senko.html)

携帯、スマートフォンからはこちら→

